

# 環境権

荒井&筒井

新しい人権:憲法上規定されていないものの、現在確立段階にある人権。  
主に日本国憲法13条に規定されている「幸福追求権」が根拠とされている。

## 関連条文

日本国憲法第13条:

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

日本国憲法制定直後においては、憲法13条の「幸福追求権」の規定は一般原則の宣言ないし個別の具体的人権の総和であると捉える見解が主流。

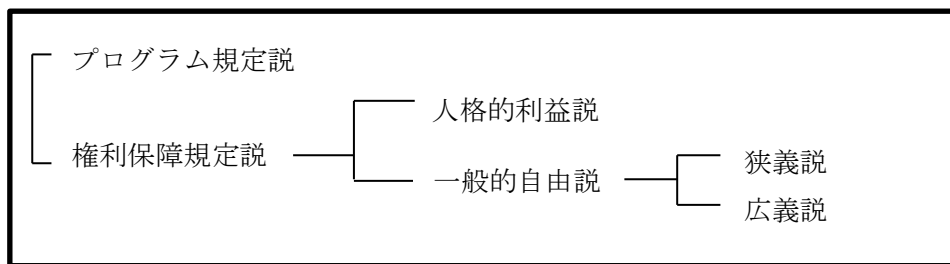
しかし、時代の変化に伴い憲法上個別に規定されている人権で保護をすることが困難な行為や状態についても保護を加える必要性が出てきた。

そこで、憲法においては明文化されていないものの、時代の変化に対応するためにさまざまな人権が憲法13条等を根拠に主張されるようになった。⇒**新しい人権**

(例)プライバシーの権利

マスメディアの発達によるマスメディアの私生活の干渉の増加(高度経済成長期以降)

## 幸福追求権についての学説



### ① プログラム規定説

幸福追求権は、それのみによって具体的な人権が生み出されるのではなく、単なる一般原則の宣言ないし個別の具体的人権の総和である、とする説。

### ② 権利保障規定説

幸福追求権は、憲法上規定されていない「新しい人権」を保障する根拠になりえる、すなわち憲法13条は独自の具体的権利保障規定であるとする説。

※日本国憲法制定後の十数年においては、プログラム規定説が主流。

しかし、現在の学説では権利保障規定説が幅広く支持され、プログラム規定説は少数派。

◆権利保障規定説はさらに、どのような行為や態様が幸福追求権によって独自に保護されるのかについて、憲法上想定される人間像を「理性的な人間」とするのか「ありのままの人間」とするのかで学説が分かれる。

#### (i) 人格的利益説(人格的生存説)

自律的である個人が人格的生存をするために不可欠と考えられる基本的な権利・自由を幸福追求権とする説。この説においては道徳的に正しいと考えられる自己の性格や才能を伸ばそうとする人間が前提とされており、このような人間が行うにふさわしい行為等が幸福追求権によって保護の対象となるとする。

#### (ii) 一般的自由説

幸福追求権は、14条以下の人権規定で保護されると解釈できないような個人の自由についても幅広く保護の対象とする説。この説においては、喫煙、服装、バイクの運転の自由等も憲法上保護されるが、それらについては人権行使の一態様として保護されるものであり、人権として保障されるのはあくまで「一般的行為の自由」である。また、他者の人権との衝突は公共の福祉によって調整される。

(a) 広義説：他者加害行為も幸福追求権の一応の保護の対象。

(この場合、他者の重大な法益侵害を理由に他者加害行為を規制)

(b) 狭義説：他者加害行為は幸福追求権の保護の対象でない。

※音楽を聴く自由の憲法上の保障

#### 人格的利益説に対する主な批判

・多様な利害がある中、保護対象を「人格的生存に不可欠なもの」とするのは、基準が曖昧ゆえに不適切。

・人格的利益説で含まれない自由の規制が不当に許される恐れがある。

・理性的な判断を行うことが困難な人々の人権保障が軽視される恐れがある。

#### 一般的自由説に対する主な批判

・認められる人権があまりに多く、憲法13条が濫用される恐れがある。

・あらゆる人権が憲法13条によって創出できる、とすることは裁判所による憲法の改正を許容するものに等しい。

## **環境権とは**

「健康で快適な環境の回復・保全を求める権利」と定義されており、具体的には日照権・静穏権・眺望権・入浜権等が挙げられる。しかし、憲法上では明文上保障されておらず、環境権を争った事例である「大阪空港公害訴訟」でも、環境権そのものについては、明確には認められていない。

## **環境権の歴史**

1969年、アメリカ・ミシガン大学ロー・スクールのサックス教授は、「天然資源保全および環境保護法」草案を起草し、それを元に、1970年4月1日、「ミシガン州環境保護法(MEPA)」が、下院に提出された。これは、提出日に由来し、「エイプリル・フールのジョーク」と呼ばれたほど、画期的な内容のものであった。すなわち、「大気・水・土地・その他の天然資源または、天然資源に関する公共信託に対する汚染・損傷・破壊について、市民・法人・団体等は、訴えることができる」(MEPA2条1項)というものである。ここでいう公共信託とは、公衆の共同財産である天然資源を、公衆が自由に利用できるよう、行政主体が公衆より信託され、管理・維持する義務をいう。

日本においては、1970年3月、国際社会科学評議会外主催「公害国際会議」において、「環境を享受する権利と将来世代へ現在世代が残すべき自然資源をあずかる権利を、基本的人権の一種として、法体系の中に確立することを要請する」との東京宣言を採択し、環境権を初めて世に問うた。

これをうけ、1970年9月、大阪弁護士会が、「何人も憲法25条に基づいて、良い環境を享受し、環境を汚すものを排除できる基本的な権利」として、環境権を提唱した。

環境権は、「環境は、すべての人々のものであり、だれも、勝手にこれを破壊してはならない」という、「環境共有の法理」を、理論的根拠としている。そして、共有者の一人が、他の共有者よりの承諾をえることなく環境を独占的に支配・利用し、これを汚染することは、他の共有者の権利の侵害として、違法である、としている。

## **日本国憲法の下での環境権**

現行の日本国憲法においては、環境権に関する条項がないため、日本国憲法の明記する人権のカタログに含まれていない「新しい人権」の一つとして、環境権を位置づけなければならない。

そのため、すでに日本国憲法が明記している基本権の援用によって、環境保全を要求しうる権利の集合を、環境権としている。

環境権として援用しうる基本権の代表例として、憲法13条の幸福追及権(人格権)と、憲法25条の生存権がある。

憲法13条の幸福追及権は、マッカーサー草案において、「right to pursuit of happiness」と書かれたものの直訳であるが、この概念の中に、無名の人権やリストアップされなかった人権、そして、今後の社会変革の中で出てくるであろう新しい人権(環境権以外には、知る権利、プライバシー権など)を救済しうる根拠となるものが含まれてくる。

この援用による「13条環境権」は、「個人に対する環境の享受が、公権力によって、妨げられない権利」であり、自由権的な性質をもつものである。

憲法25条の生存権は、通常は、経済的生存権の保障をむねとしたものだが、それにとどまらず、環境的生存権をも、この援用によって保障しようとするものである。

この援用による「25条環境権」は、「環境の保全のための積極的な施策をとるよう、公権力に対して、要求する権利」であり、社会権的な性質をもつものである。

この「25条環境権」については、この規定から、ただちに、個々の国民が、具体的な請求権を取得することを意味するのではなく、その権利を具体化する法律によって、初めて、具体的な権利となりうるものであるとする見解が有力である。

この様に、すでに憲法上に規定されていた基本権を援用し、早急に環境権を主張せざるを得なかったのは、1970年代の日本における公害の深刻化等の迫られた環境問題が、時代の背景にあったことによる。

そのため、憲法を根拠とした環境権の私権化によって、民事訴訟において、差止め請求・損害賠償請求を、裁判所に認容させ、公害を司法の力によって阻止しようとする意図が、環境被害者の側に強くあった。

しかし、それら公害訴訟等で、裁判所は、すべての判決において、環境権という権利を憲法に根拠づけて、認容することはできないとする見解を示した。

その主な理由は、次のようなものである。

第一は、環境権を認める実定法上の根拠がない、というものである。

憲法13・25両条は、国の責務を宣言する綱領的規定であって、個々の国民に直接、具体的権利を与えるものではないとする見解である。

第二は、環境権は、その基本的な属性が曖昧で、差止め請求の根拠となり得ない、というものである。

第三は、環境権を認めなくとも、国民の生命などの侵害に対しては、人格権や財産権を根拠にし、差止め請求・損害賠償請求ができる、というものである。

第四は、地域住民は、景観・環境そのものに利益・権利を得ているのではなく、観光サービスなど、景観・環境などを利用し、経済行為をすることによって、利益(反射利益という)・権利を得ているのであり、これは、差止め請求の根拠たりうる権利や利益でない、というものである。

## 判例

大阪空港公害訴訟控訴審判決(昭和50年11月)において、「個人の生命・身体・精神および生活に関する利益は、その総体を、人格権ということが出来る」として、環境権は認めないものの、人格権(憲法13条)の侵害の問題として、差止め請求と損害賠償請求を認容した。(上告審で最高裁は差止め請求を却下した。)

### 大飯原発3、4号機運転差止請求事件判決

#### 主文

1 被告は、別紙原告目録1記載の各原告(大飯原発から250キロメートル圏内に居住する166名)に対する関係で、福井県大飯郡おおい町大島1字吉見1-1において、大飯発電所3号機及び4号機の原子炉を運転してはならない。

2 別紙原告目録2記載の各原告(大飯原発から250キロメートル圏外に居住する23名)の請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は、第2項の各原告について生じたものを同原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。

#### 理由

## 1はじめに

ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべきである。このことは、当然の社会的要請であるとともに、生存を基礎とする人格権が公法、私法を問わず、すべての法分野において、最高の価値を持つとされている以上、本件訴訟においてもよって立つべき解釈上の指針である。

個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であるといえることができる。人格権は憲法上の権利であり(13条、25条)、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。したがって、この人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できることになる。人格権は各個人に由来するものであるが、その侵害形態が多数人の人格権を同時に侵害する性質を有するとき、その差止めの要請が強く働くのは当然である。

## 2 原子力発電所に求められるべき安全性

原子力発電所に求められるべき安全性、信頼性は極めて高度なものでなければならず、万一の場合にも放射性物質の危険から国民を守るべく万全の措置がとられなければならない。

原子力発電所は、電気の生産という社会的には重要な機能を営むものではあるが、原子力の利用は平和目的に限られているから(原子力基本法2条)、原子力発電所の稼動は法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由(憲法22条1項)に属するものであって、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきものである。

新しい技術が潜在的に有する危険性を許さないとすれば社会の発展はなくなるから、新しい技術の有する危険性の性質やもたらす被害の大きさが明確でない場合には、その技術の実施の差止めの可否を裁判所において判断することは困難を極める。

しかし、技術の危険性の性質やそのもたらす被害の大きさが判明している場合には、技術の実施に当たっては危険の性質と被害の大きさに応じた安全性が求められることになるか

ら、この安全性が保持されているかの判断をすればよいだけであり、危険性を一定程度容認しないと社会の発展が妨げられるのではないかといった葛藤が生じることはない。

安全性がされなかった例として福島原発がある。福島原発事故においては、15万人もの住民が避難生活を余儀なくされ、この避難の過程で少なくとも入院患者等60名がその命を失っている。家族の離散という状況や劣悪な避難生活の中でこの人数を遥かに超える人が命を縮めたことは簡単に想像がつく。

### 3 大飯原発の現状について

#### (1) 1260ガルを超える地震について

原子力発電所は地震による緊急停止後の冷却機能について外部からの交流電流によって水を循環させるという基本的なシステムをとっている。1260ガルを超える地震によってこのシステムは崩壊し、非常用設備ないし予備的手段による補完もほぼ不可能となり、メルトダウンに結びつく。この規模の地震が起きた場合には打つべき有効な手段がほとんどないことは被告において自認しているところである。

大飯原発には1260ガルを超える地震は来ないとの確実な科学的根拠に基づく想定は本来的に不可能である。

- ①我が国において記録された既往最大の震度は岩手宮城内陸地震における4022ガルであり、1260ガルという数値はこれをはるかに下回るものであること、
- ②岩手宮城内陸地震は大飯でも発生する可能性があると考えられる内陸地殻内地震であること、
- ③この地震が起きた東北地方と大飯原発の位置する北陸地方ないし隣接する近畿地方とでは地震の発生頻度において有意的な違いは認められず、若狭地方の既知の活断層に限っても陸海を問わず多数存在すること、
- ④この既往最大という概念自体が、有史以来世界最大というものではなく近時の我が国において最大というものにすぎないこと

・700ガルに至らない地震でない場合でも安全な状態とは言えない状況に陥る可能性があると言われている。

#### ・被告の主張

被告は本件原発の稼動が電力供給の安定性、コストの低減、CO<sub>2</sub>削減につながると主張

している。

・被告の主張に対しての裁判所の主張

極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低い問題等とを並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断したりすること自体、法的には許されないことであると考えている。このコストの問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると主張。

また、被告は、原子力発電所の稼働が CO2 排出削減に資するものであり、環境面においても優れている旨主張するが、原子力発電所でひとたび深刻事故が起こった場合の環境汚染はすさまじいものであって、福島原発事故は我が国始まって以来最大の公害、環境汚染であることに照らすと、環境問題を原子力発電所の運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違いであるとした。

## 結論

以上の次第であり、原告らのうち、大飯原発から 250 キロメートル圏内に居住する者(別紙原告目録 1 記載の各原告)は、本件原発の運転によって直接的にその人格権が侵害される具体的な危険があると認められるから、これらの原告らの請求を認容すべきである。



判例では、環境権それ自体を根拠にすることは認められないが、人格権を根拠とすることで訴えの中身は認められており、環境権論の実質的な勝利と考えることもできる。

## 環境権を直接憲法に根拠づけることができなかった理由

1970年から今日に至るまでの、日本の環境権確立への歩みは、アメリカにおける環境権確立への動きと、そう時を経ずしてスタートしたにもかかわらず、学説としては、有効な論議の展開を生み出しはしたものの、憲法を根拠とした環境権による司法救済という点では、ほとんど、効力を発することはできなかった。

では、現行憲法の基本権の援用により環境権を確立することの限界は、どうして生じたのであろうか。



第一は、憲法を根拠とした環境権の私権化によって、民事訴訟において、差止め請求・損害賠償請求の裁判所による認容による司法救済のみを意図したため、司法・立法・行政の適切な対応の組み合わせによる、総体としての実質的な環境権の確立に失敗した。

これは、人格権としての環境権と、私権としての環境権を同一視したがための混乱である。

第二は、環境権の権利の対象となる「環境の内容の範囲や地域的範囲」「権利侵害の概念」「権利者の主体と範囲」などが、不明確であり、差止め請求の根拠とするには、薄弱であった。

第三は、環境問題がますます広域化・複合化する中では、人格権侵害の問題として、個人を原告とした訴訟をおこなっても、私益と公益との利益の比較衡量において、受忍限度以上の環境被害との司法判断を引き出しえなくなってきた。

第四は、住民個人の景観・環境の利益が、司法の場において、反射利益とみなされるかぎり、憲法上明記の、他の基本権の援用による環境権では、差止め請求の根拠となり得なかった。

第五は、私権としての環境権による民事訴訟では、原告個人への環境破壊による加害行為が、具体的に立証されなければ、原告の請求は認容されない。したがって、私権にもとづく環境権のみによっては、緩慢で広範囲にわたる複合化した暴露による環境被害を、司法は救済できない。

この様に、原告の個別的な利益とみなされえぬ利益を、私権とみなし、憲法を根拠とした環境権を主張することには、限界がある。

これらの限界から、新しい憲法において、環境権を、独立した「新しい人権」として、位置付けることが必要であるとの認識が生じてきた。

## 日本の動き

日本でこれまで発表されている憲法試案、諸外国の憲法上の環境権なり環境保護規定

### 読売新聞憲法改正試案

1994年11月、読売新聞社は、憲法改正試案を発表し、各方面での話題をよんだ。

第28条(環境権)

- (1) 何人も、良好な環境を享受する権利を有し、その保全に努める義務を有する。
- (2) 国は、良好な環境の保全に努めなければならない。

## 「平成憲法」愛知私案

衆議院議員愛知和男「平成憲法」愛知私案第3次改定版(2000年2月)における、環境権の条項

### 第33条 環境に関する権利及び義務

- ① 何人も、良好な環境を享受する権利を有するとともに、良好な環境を保持し且つわれわれに続く世代にそれを引き継いでいく義務を有する。
- ② 国は良好な環境の維持及び改善に努めなければならない。

## 世界の動き

環境問題は、世界的な取り組みなしには解決できない問題におり、環境権はその環境問題の契機になっている。

1972年のストックホルム人間環境宣言([https://www.env.go.jp/council/21kankyo-k/y210-02/ref\\_03.pdf](https://www.env.go.jp/council/21kankyo-k/y210-02/ref_03.pdf))以後、環境権なり環境保護規定を憲法に位置付ける国は、急増している。

## 各国憲法における環境権の例

### アメリカ

連邦憲法修正第9条「憲法中に特定の権利を列挙した事実をもって、人民の保有する他の諸権利を否認し、または軽視したものと解釈することはできない。」との規定に、新しい人権としての環境権の権利があるものとみなしている。

さらに、国家環境政策法(NEPA 101c)や州憲法レベル(別記2参照)で、環境権に関する条項を設けている。

### 韓国

#### 第35条(環境権)

- (1)すべて国民は、健康でかつ快適な環境の下で生活する権利を有し、国家および国民は、環境保全のために努めなければならない。
- (2)環境権の内容および行使に関しては、法律でこれを定める。

### スペイン

#### 第45条(環境権、環境保全の義務)

- (1) 何人も、人格の発展にふさわしい環境を享受する権利を有し、および、これを保護する義務を負う。
- (2) 公権力は生活水準を維持・向上し、および、環境を保護・回復するために、あらゆる自然保護の合理的利用に留意する。このため、公権力は、国民全体の連帯および支持を得なければならない。
- (3) 前項の規定に違反した者については、法律の定める条件のもと、刑事罰ならびに損害賠償義務を課する。

## ドイツ

1994年改正

### 第20a条(自然的生活基盤の保護義務)

将来の世代に対する責任を果たすためにも、憲法に適合する秩序の枠内において、立法を通じて、また法律および法の基準にしたがって、執行権および裁判を通じて、自然的生活基盤を保護する。

自然的生活基盤: それなしには比較的長期にわたる生存が持続し得ないようなすべての財がこれに属する。水や空気、一定の動植物や天然資源が含まれると言われている。つまり、歴史的環境や社会的環境は含まない。

この条文は、人権としての環境権ではなく、国家の環境保護義務を定めたものである。

ドイツの憲法にこの条文を織り込む際、保護する対象を、「人間の自然的生活基盤」におくか、「自然的生活基盤」におくか、政党間で、論争となった。結果、前者の「人間の」の部分が削除され、可決となった。これは、人間中心主義の敗退というよりは、環境権は生命体中心主義の立場をとることを、確認したものといえる。この憲法規定をきっかけに、動物保護法までもが改正された。

「憲法上に環境権または環境保全条項を規定している主な国」

アゼルバイジャン、アルゼンチン、アルメニア、アンゴラ、アンドラ、イラン、インド、エストニア、オーストリア、オマーン、オランダ、韓国、カンボジア、キューバ、ギリシャ、グルジア、クロアチア、コンゴ、スウェーデン、スペイン、スリランカ、スロバキア、スロベニア、タイ、中国、チェコ、ドイツ、トルコ、ナミビア、ネパール、ノルウエー、パキスタン、パラグアイ、ハンガリー、フィリピン、フィンランド、ブルガリ

ア、ベラルーシ、ポーランド、ポルトガル、マケドニア、マダガスカル、南アフリカ、モーリタニア、モンゴル、ユーゴスラビア、ラオス、リトアニア、ロシア

「州憲法に環境権にかんする条項を設けているアメリカの主な州」

イリノイ、マサチューセッツ、ミシガン、ペンシルバニア、ロード・アイランド、テキサス

個人の自由権として環境権を規定することには問題が多いため、憲法上、ある種社会権的な環境保護のための国家目標を規定した憲法が比較的多い。

## 環境権を憲法に盛り込むことについての各政党のスタンス

(1)国会での論議では次の三つの方向が錯綜

- ①明文改憲が必要—環境権を明記
- ②明文改憲は必要ないが、下位の法律での立法措置が必要
- ③必要はない。現行で OK

(2)各政党のスタンス

- ①自民党—他の新しい人権(プライバシー権、国民の知る権利、犯罪被害者への配慮)とともに環境権を憲法に盛り込む
- ②公明党—「加憲論議」の対象として新しい人権の一つである環境権を加える。加憲のスタンス
- ③民主党—基本的人権は公益や公の秩序に劣るものではないという観点から環境権をも含む新しい人権を憲法に加えるための論議を進める。96条先行改正には反対。創憲のスタンス。
- ④維新・みんなの党—環境権については賛成
- ⑤共産党・社民党—現行憲法のもとで、具体的に立法で規定することで環境権は守れる。環境権を道連れにした憲法改正には反対。護憲を優先。

## **ディベート問題**

**環境権は憲法で認めるべきか？認める場合どのような内容にすべきか？**